



令和 7 年 9 月 5 日

福井県知事 杉本 達治 様

主たる事務所の所在地 福井市木田 3 丁目 2 6 0 5 番

医療法人 にしむら皮膚科クリ

理事長 西村 陽一

電話 0776 (36) 41

決 算 届

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 3 0 日までの決算を終了したので、医療
法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事 業 報 告 書
(自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 7 年 6 月 3 0 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 にしむら皮フ科クリニック
① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 福井県福井市木田 3 丁目 2 6 0 5 番
- (3) 設立認可年月日 平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 2 2 年 1 2 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	にしむら皮フ科 クリニック	1810121549	福井県福井市木田 3 丁目 2605 番	一 般 病 床 なし

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
な し		

- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
な し		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 6 年 8 月 2 6 日 令和 5 年度決算の決定
〃 理事・監事の報酬額の件
令和 7 年 6 月 4 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

00088

法人名 医療法人 にしむら皮膚科クリニック

※医療法人整理番号 0491

所在地 福井市木田3丁目2605番

財 産 目 録
(令和 7 年 6 月 30 日現在)

1. 資 産 額	63,778 千円
2. 負 債 額	28,186 千円
3. 純 資 産 額	35,592 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	46,652
B 固 定 資 産	17,126
C 資 産 合 計 (A + B)	63,778
D 負 債 合 計	28,186
E 純 資 産 (C - D)	35,592

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 にしむら皮膚科クリニック

※医療法人整理番号

00088

所在地 福井市木田3丁目2605番

貸借対照表

(令和7年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	46,652	I 流 動 負 債	10,874
II 固 定 資 産	17,126	II 固 定 負 債	17,312
1 有 形 固 定 資 産	16,906	負 債 合 計	28,186
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	220	科 目	金 額
		I 基 金	9,800
		II 積 立 金	25,792
		(うち 代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	35,592
資 産 合 計	63,778	負債・純資産合計	63,778

様式 4 - 2

00088

法人名 医療法人 にしむら皮膚科クリニック

※医療法人整理番号 9491

所在地 福井市木田3丁目2605番

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 7月 1日 至 令和 7年 6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	150,105
2 事業費用	150,817
本来業務事業損失	712
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	712
II 事業外収益	436
III 事業外費用	174
経常損失	450
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純損失	450
法人税等	158
当期純損失	608

様式 5

法人名 医療法人 にしむら皮膚科クリニック
所在地 福井市木田3丁目2605番

医療法人番号 000088

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。
2 該当する取引がない場合には該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

※関係事業者とは、当該医療法人と2に掲げる取引を行う場合における1に掲げる者をいいます。

- 1 以下の2に掲げる取引を行う者
 - (1) 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族）
 - (2) 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人
 - (3) 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人
 - (4) 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
 - (5) (3) の法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人
- 2 当該医療法人と行う取引
 - (1) 事業収益又は事業費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10パーセント以上を占める取引
 - (2) 事業外収益又は事業外費用の額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10パーセント以上を占める取引
 - (3) 特別利益又は特別損失の額が、1千万円以上である取引
 - (4) 資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占め、かつ1千万円を超える残高になる取引
 - (5) 資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引
 - (6) 事業の譲受又は譲渡の場合、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、1千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の1パーセント以上を占める取引

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 にしむら皮フ科クリニック

理事長 西村 陽一 殿

私は、医療法人にしむら皮フ科クリニックの令和6年会計年度（令和6年7月1日から令和7年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 7年 8月21日

医療法人 にしむら皮フ科クリニ
監事 広瀬 美央

